

法頼みで理解得られるか

宮崎 智明 (東彼支局)



県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業。県はダム本体工事に必要な付け替え道路工事を反対地権者らに妨害されたとして、妨害行動を禁じる仮処分を裁判所に申し立て、その一方で、地権者の農地の収用裁決を申請している。道路予定地は県有地なので工事の妨害は違法行為なのだろう。裁決申請にしても土地収用法で認められた手続き。どちらも法の力に頼る正当性はあるのだろうか、県民の理解が得られているのかは疑問だ。

県は反対地権者の事業への同意を得られなかったというが、本当に努力を尽くしたと言えるのか。県が道路着工を急ぐのは年度内に予算を執行したいからで、裁決申請も法が定めた期限を守るため。どちらも県の都合ではない。

事業は予備調査から42年がたつ。強制収用を可能にする事業認定の効力は3年後の9月までだが、これまでの歳月と比べると、ほんのわずかな期間でしかない。だからこそ県は最後のひと踏ん張りが必要だ。「どうせ無理」と割り切らずに、地権者側が求める形で理解を得る努力を尽くさないといけない。そうでなければ、農地、家屋の強制収用について県民の理解は得られない。